

事業主の皆様へ

延長を行ってきた障害者雇用納付金の納期限等について

令和元年台風第19号により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納期限等の延長について

①次の指定地域内に主たる事務所が所在する事業主が納付するもので、②令和元年10月12日以降に申告又は納付の期限（以下「納期限等」という。）が到来する障害者雇用納付金（※）について、納期限等の延長を行ってきたところ、今般、その納期限等は以下のとおりと指定されました。

○地域

都道府県名	指 定 地 域
岩 手 県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮 城 県	角田市、伊具郡丸森町
福 島 県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨 城 県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃 木 県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長 野 県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、

	篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮
--	---

○納期限等

令和2年8月31日

※ 督促状の指定期限が令和元年10月12日以降である場合を含みます。

2 障害者雇用納付金の納付の猶予について

1に該当しない場合（1に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）であっても、令和元年台風第19号により被害を受けた事業主の方については、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。